

# 事業計画

2026年4月～2027年3月

一般社団法人授業目的公衆送信等補償金管理協会

## 事業計画

### 1. 補償金関係業務

#### (1) 2026年度授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）の申請受付

- ① オンラインシステム「TSUCAO」（つかお）により5月1日から受付開始
- ② 収受額は5,200,000千円（税込・対前年度並）を見込む
- ③ 未申請の教育機関設置者に対し、制度の案内等を送付することにより、制度の周知を図るとともに収受漏れを防止する

#### (2) 補償金の分配業務

- ① 2025年度分補償金を分配するとともに、追加資料の活用や過年度分の連絡先不明権利者等の探索を継続することで、分配の一層の促進を図る

#### (3) 補償金利用報告関係業務の実施

- ① 一般社団法人輿論科学協会に対する利用報告に係る対象校の抽出、教育機関の窓口業務の委託を継続する
- ② 株式会社 TRIAD に対する利用報告に係る整備業務の委託を継続する
- ③ 必要に応じ分配業務受託団体及び整備協力団体の新規決定・調整対応を行う
- ④ 教育機関設置者から提出された利用報告の整備を継続する
  - (ア) 利用報告サブシステム（「TSUMUGI」（つむぎ））の運用、改善
  - (イ) 受託団体及び整備協力団体との連携、団体間調整の支援
  - (ウ) SARTRAS 直接分配業務の整備、改善
  - (エ) 新規に開発する補償金分配管理データベースを中心に既存システムの改修等と合わせ、総合的な補償金関係システムの完成を目指す

#### (4) 著作権法第104条の15第1項に基づく共通目的事業の適切な実施

（2026年度基金見込 941,818千円、前年度繰越基金 2,149,841千円、基金合計見込 3,091,659千円）

- ① 自主・委託事業について、共通目的事業企画会議で個別事業案の検討を進め、個別事業の充実を図る
- ② 助成事業について、説明会や個別相談会の開催等広く周知するための広報活動を行う
- ③ 個別事業の事業完了報告及び収支決算の確認を厳正に行うことにより共通目的基金の適切な執行を行う

#### (5) 著作権普及啓発事業の実施

- ① 教育関係団体が行う普及啓発事業の支援、連携（講演者派遣等）
- ② 教育機関設置者等からの問合せを担当する著作権アドバイザーの設置を継続

#### (6) 広報

ウェブサイトで補償金制度や本会の運営に関する情報の公開に務めるなど、必要な広報を実施する

(7) 法人運営

- ① 理事会を年 12 回程度、定時社員総会を 1 回（6 月）開催
- ② 各種委員会その他の会議の運営
- ③ 会費及び管理手数料等の適正な管理
- ④ 公認会計士による業務監査の実施
- ⑤ 業務量の増大等に対応するため、事務局体制の一層の強化を図る（2 名程度の増員を予定）

(8) 上記補償金関係業務実施のための管理手数料

- ① 業務執行規程第 5 条第 1 項第 1 号管理手数料率を 10%とする  
2026 年度管理手数料収入予定額 470,909 千円
- ② 業務執行規程第 5 条第 1 項第 2 号管理手数料率を 15%とする  
2026 年度管理手数料収入予定額 18,000 千円

(以上が著作権法施行令第 70 条に基づく補償金関係業務の事業計画である)

2. その他

- (1) 補償金制度を補完する著作権管理事業の検討の継続
- (2) 著作物の教育利用に関する関係者フォーラムへの参加
- (3) 2026 年度会費の收受と管理  
会費収入予定額 600 千円

事務局体制図 (2026年4月1日予定)

